

# 令和5年度 財政援助団体等監査結果報告

## 第1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査  
(財政援助団体監査・指定管理者監査)

## 第3 監査の対象及び実施日

### 1 財政援助団体監査

団 体	敦賀市文化協会
所 管 課	教育委員会文化振興課
実 施 日	令和5年7月19日

### 2 指定管理者監査

#### (1) きらめきみなと館

指定管理者	株式会社クリンテック
所 管 課	産業経済部商工貿易振興課
実 施 日	令和5年8月8日

#### (2) 敦賀市黒河農村ふれあい会館

指定管理者	敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会
所 管 課	産業経済部農林水産振興課
実 施 日	令和5年8月28日

## 第4 監査の実施内容

財政援助団体等の監査対象に係る出納その他の事務の執行及び所管課の団体に係る事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに、団体等及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。また、指定管理者監査においては、対象施設の管理運営状況について現地調査を併せて実施した。

## 第5 監査の結果

第1から第4及び後項に記載する各監査の着眼点のとおり監査した限りにおいて、財政援助団体が行った当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行並びに所管課

の団体等に係る事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

監査の結果の詳細は後述のとおりであるが、軽易な事項については口頭にて指導・助言を行ったので、その記述は省略した。

なお、監査結果の区分は次のとおりである。

< 監査結果の区分 >

勸告	(1) 監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるもの (地方自治法第 199 条第 11 項)
指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に違反しているもの (2) 著しく不当又は適正を欠くもの
指導事項	(1) 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠く事項で是正を必要とするもの (2) 経済性・効率性・有効性の観点から、改善や見直しの検討を求めるもの
業務意見	(1) その他監査の結果に伴う、各業務等に対する監査委員の意見

## **財政援助及び出資団体監査**

### 1 監査の対象

団 体 敦賀市文化協会  
監査区分 財政援助（補助金）  
所 管 課 教育委員会文化振興課

### 2 監査の着眼点

#### 【 団体に関する事項 】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

#### 【 所管課に関する事項 】

- (1) 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。

### 3 監査の結果

#### 【 団体に関する事項 】

##### < 指導事項 >

- 協会の監査委員について、規約において「選考委員会で推挙し、常任委員会の議を経て委員総会において選出する」となっているが、規約に基づき正当に選出された事実を担保するため、委員総会の議事録を作成していただきたい。
  
- 個人情報の管理について、個人情報保護に関する規程を整備するとともに、個人情報を含む書類やデータ等の取扱いにつき適切に管理・運用するよう努めて

いただきたい。

○補助金により購入したパソコンについて、使用実績が少ないようなので、個人情報  
情報の取扱いとも関連させて効果的に使用するよう努めていただきたい。

○補助事業における支出に関する証憑書類について、領収書の添付のないもの  
が見られたので、適正な会計処理に努めていただきたい。

**【 所管課に関する事項 】**

**< 業務意見 >**

○補助金の交付要綱について、要綱において補助金の上限額を定め、その範囲内  
で交付することとしているが、協会において特別な文化イベント等の開催が予  
定されている場合については、要綱を柔軟に運用できるよう検討していただき  
たい。併せて、そのような補助事業に対しては、所管課において収支の証憑書  
類を確認するよう努めていただきたい。

## **指定管理者監査**

### 1 監査の対象

(1) きらめきみなと館

指定管理者 株式会社 クリンテック  
所 管 課 産業経済部商工貿易振興課

(2) 敦賀市黒河農村ふれあい会館

指定管理者 敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会  
所 管 課 産業経済部農林水産振興課

### 2 監査の着眼点

【 指定管理者に関する事項 】

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 施設活性化のための努力はなされているか。
- (4) 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

【 所管課に関する事項 】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

### 3 監査の結果

(1) きらめきみなと館

【 指定管理者に関する事項 】

＜ 指導事項 ＞

○業務仕様書において、アンケート調査や意見箱の設置など、利用者のニーズの把握に努めるよう定められているが、現状ではアンケートは口頭での聞き取りとなっているため対象が限定的である。広く利用者の意見等を聞くことができるよう、紙アンケートやウェブアンケートの実施を検討していただきたい。

○現金の取扱いについて、リスク軽減の観点から、利用料金の収受については

可能な限り振込みによることとし、現金による場合は、使用する領収書については連番管理をしていただきたい。

○施設利用に係る事務について、1件の利用申請に対し受付から請求、収納までを受付番号に紐づけて管理することにより、明確な事務を行うよう努めていただきたい。

○自主事業について、管理運営業務の事業計画書とは別に事業計画書及び収支計画書を市に提出し、承認を得た上で実施していただきたい。また、毎月及び年度終了後に事業報告書を提出することや、事業の内容を変更し、又は中止する場合には市の承認を得ること等、基本協定に基づき適切に実施するよう努めていただきたい。

#### 【 所管課に関する事項 】

##### < 指導事項 >

○施設における備品の管理について、市の貸与物品が協定に基づき適切に管理されているかどうかを定期的に確認するよう努めていただきたい。

○指定管理者の行う自主事業について、敦賀市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、管理運営業務の事業計画書とは別に事業計画書及び収支計画書を提出させるとともに、毎月及び年度終了後には、基本協定書に基づき事業報告書を提出するよう指導していただきたい。

##### < 業務意見 >

○指定管理者が行う業務として業務仕様書に定めのある「職員に対して施設の運営に必要な研修を実施すること」について、所管課として研修の実施報告を求め意見交換を行うなど積極的に関与し、施設の適切な管理運営及びサービス向上につなげていただきたい。

#### (2) 敦賀市黒河農村ふれあい会館

#### 【 指定管理者に関する事項 】

##### < 指導事項 >

○利用料金の徴収に係る領収書については、所管課により付番し、連番管理をしていただきたい。なお、今後徴収する金額が大きくなる場合には、振込みによる徴収を検討していただきたい。

○備品の管理について、シールを貼付していない備品については、現物を特定

できるよう台帳を確認の上、貼付していただきたい。また、市の貸与物品と、指定管理者所有の物品を明確に区別できるよう適切に管理していただきたい。

**【 所管課に関する事項 】**

**< 指導事項 >**

○施設の利用許可申請について、当該施設の設置及び管理に関する条例施行規則において申請書の提出期間を定めているが、申請書には、地元団体及び福祉団体については先行して申請できる旨の記載がある。施設利用の現状を考慮し、規則の改正又は申請書の記載修正について検討していただきたい。

**< 業務意見 >**

○施設の在り方について、施設利用の現状は、特定の団体等による月数回程度の利用に限られており、利用のない日は閉館となっている。施設の設置目的や、指定管理施設としての管理運営の現状等を踏まえ、今後の施設の在り方を検討していただきたい。